

平成 30 年度第 1 回長野県政府調達苦情検討委員会

日時：平成 31 年（2019 年）2 月 8 日（金）

13 時 20 分から 13 時 50 分

場所：長野県庁議会棟 2 階 理事者控室

1 開会

○井上企画幹

お時間となりましたので「平成 30 年度第 1 回長野県政府調達苦情検討委員会」を開会いたします。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は本日進行を務めます会計局契約・検査課企画幹の井上和幸でございます。よろしくお願いいたします。本日は委員の皆様全員にご出席いただいておりますので「長野県政府調達苦情検討委員会設置要綱」第 6 条第 1 項の規定による、過半数の定足数を満たしており、会議が成立していることを、まずご報告いたします。

また、今回の委員会は公開で行い、会議録は後日県の公式ホームページにて公表されますので、あらかじめお知らせ申します。なお、会議の終了時刻につきましては、13 時 50 分頃を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。それではお手元に配布しました次第に従いまして、進行してまいります。では、会議事項に入らせていただきます。会議事項の議長につきましては「長野県政府調達苦情検討委員会設置要綱」第 4 条第 2 項の規定により委員長が務めることとなっておりますので、碓井委員長に会議事項の進行をお願いいたします。

2 会議事項

長野県政府調達苦情検討委員会設置要綱等の改正

○碓井委員長

それでは早速ですけれども、お手元の次第の 2、会議事項の「長野県政府調達苦情検討委員会設置要綱等の改正」議題につきまして事務局からご説明をお願いします。

○事務局

本日はよろしくお願いいたします。

はじめに次第を 1 枚めくっていただき、今回用意しました資料の一覧表をご覧ください。本委員会も本年度最初の開催になりますので、まず資料 1 で改めて委員会の概要をご説明させていただきます。さらに、資料 2 において今回の会議事項である委員会設置要綱等の改正についてご説明いたします。資料 3、4 ではそれぞれ今回改正した、長野県政府調達苦情検討委員会設置要綱と長野県等が行う政府調達に関する苦情の処理手続を付けております。

それでは内容の説明に移ります。2 枚めくっていただきまして、1 ページの資料 1 をお願いたします。本委員会の概要についてご説明します。まず、1 番の本委員会の目的で

すが、本委員会設置要綱第1条に掲げる政府調達に関する協定等の対象となる契約に関する苦情について、設置要綱及び処理手続の規定に基づき処理を行い、調達の手続の一層の透明性、公平性を確保することを目的としております。協定等の対象となる契約ですが、表の左側に掲げた契約の種類について、予定価格が右側に掲げた基準額以上の契約が対象になります。昨年の4月1日から基準額は改定され、2年後の平成32年3月31日まではご覧の基準額になっております。3番の苦情の申立てについてですが、申立てができる者は、供給者という「物品等または特定役務の提供を行った者及び行うことが可能であった者」です。この「行うことが可能であった者」とは、入札に参加した者や入札参加資格手続において参加が認められなかった者などを指します。申立ての範囲は協定などに違反するかたちで調達が行われたと判断した場合の調達手続全体です。4番の苦情に対する委員会の回答期限ですが、苦情が申立てられた場合の受理・却下の判断は、苦情の申立て後、県の休日を除く10作業日以内に行うこととしております。なお、その判断は今回資料として付けておりませんが、長野県政府調達苦情調達検討委員会の運営要領において、委員長の専決事項としております。また、苦情を受理した場合の報告書及び是正策の提案は、苦情申立て後休日を含む90日以内、公共工事に関する場合は50日以内に行うこととしております。

5番では苦情の処理手続の流れを別紙で示しておりますが、その前にその下の6番の全国都道府県の苦情申立ての状況の説明をさせていただきます。当県ではこれまで苦情申立ての実績はございません。ただ、全国の都道府県においては平成24年～平成29年までの間で苦情申立てが13件、そのうち受理7件の実績があります。ただし、その7件のうち苦情内容を認めたものはございません。ここでいう受理の7件ですが、すべて防災ヘリコプターの調達に関する苦情となっております。この点、長野県においても、報道等でご存知の委員もいらっしゃるかもしれませんが、昨年の9月～11月にかけて防災ヘリコプターの調達を政府調達案件として行いました。これについては特に苦情はなく、契約締結まで至っております。

それでは1枚めくっていただき2ページをご覧ください。苦情の処理手続の流れを示しております。この手続には大きく分けて5つの段階がございます。最初の段階は苦情申立人と調達機関との協議です。処理手続においては苦情申立人が協定等の違反があると考えた場合には、調達機関との協議を行い、解決を求めることが奨励されており、調達機関も苦情申立人との協議により、苦情を解決するよう務める努力義務が課せられています。

続いて第2段階は苦情申立てから本委員会での受理・却下の決定です。先ほど申し上げたとおり、この受理・却下の決定は委員長の専決事項となっております。

続いて第3段階は調達機関に対する契約の締結又は執行の停止要請です。こちらも受理・却下決定と同じく運営要領により、委員長の専決事項となっております。処理手続上は原則として要請を行うこととしておりますが、緊急かつやむを得ない状況にある場合には要請しないことができると規定しております。

第4段階は調達機関からの報告書の提出及びそれを受けた苦情申立人からの意見・要望の提出です。これは双方からの意見を聞く段階です。

最後の段階は、委員会を開催して苦情の検討を行い、報告書等作成・送付する段階です。他県の開催実績を見ると、1つの苦情に対して委員会をおよそ3～4回開催して検討して

いるようです。この段階が委員の皆様主ににご対応いただくところとなっております。

それでは続きまして、1枚おめくりいただき3ページの資料2、本委員会設置要綱等の改正についてご説明いたします。1番の改正の経緯ですが、まず1つ目の○、日本とEUとの間における経済連携協定に日欧協定が締結され、都道府県または指定都市が単独で設立している地方独立行政法人が行う調達について、政府調達にかかる規定が適用されることになりました。そして2つ目の○、当県が単独で設立している地方独立行政法人ですが、これは平成22年4月1日設立の長野県立病院機構と、平成30年4月1日設立の長野県立大学、この2法人となっております。3つ目、平成30年12月27日付けの総務省からの通知により、地方独立行政法人の政府調達に関する苦情について、その設立団体の苦情処理委員会を利用する場合の諸規定の整備案が各都道府県に示されました。4つ目、先月中旬には2法人の理事長名でそれぞれ、政府調達に関する苦情の処理手続としては、本委員会を利用したいという旨の依頼があったところです。最後5つ目、これを受けて2法人の政府調達に関する苦情を本委員会で処理できるよう関連規定を改正し、日欧協定発効日である平成31年2月1日と同日に施行したところであります。

2番の「改正の内容」ですが、今回、本委員会の設置要綱と長野県が行う政府調達に関する苦情の処理手続の2つを一部改正しました。(1)の設置要綱については、まず、検討対象となる調達機関や、対象となる協定の記載を整備しました。もう1つは、日欧協定の内容として、委員会の構成員が在任中にその意に反して解任されないことを確保とすると明記されていることを受けまして、委員の罷免に関する規定を追加しております。具体的には次の4ページの資料3設置要綱をご覧ください。第1条で調達機関に地方独立行政法人を加え、明記している協定の中には日欧協定も加えます。また、第2条第5項では「委員は、次のいずれかに該当する場合を覗いては、在任中、その意に反して罷免されない」とし、その下に掲げている項目では破産手続の開始、禁錮以上の刑、心身の故障等を明記しております。

それでは、いったん3ページ戻っていただきまして、(2)の処理手続についてです。まず題名の冒頭がこれまで「長野県が行う政府調達」となっていたところですが、地方独立行政法人が行う政府調達も対象になりましたので、長野県の後に地方独立行政法人を含むという意味で「等」を加えました。また、「調達機関」「調達機関の長」の定義を整備し、対象となる協定の整備も同時に行いました。具体的には6ページの資料4処理手続をご覧ください。まず題名ですが、「等」を加えております。そして、2の第3項および第4項では地方独立行政法人とその理事長を定義として加え、第4項は見やすいように体裁を若干整備しました。

めくって7ページお願いします。7ページでは3において、日欧協定を加えています。以上が今回の改正の内容となっております。

それではもう一度3ページの資料2に戻っていただきまして、最後の3番として、今回の改正による当委員会への影響はどの程度かを示すものとして、平成30年において政府調達案件となる基準額以上の契約について各独法と当県の状況を調査した結果を掲載しております。上段の数字が件数、下段の数字が単位を千円とした金額です。表の右側の合計ですが、ご覧のとおり病院機構では、9件、金額は12億3,853万3千円あまり該当がありました。県立大学は昨年4月に設立されたこともあり今回は該当ありませんでしたが、これ

に対し、長野県は84件、209億9,528万6千円あまりとなっております。その年によって件数の前後はあるかと思いますが、だいたい長野県の政府調達案件の一割程度、今回の改正によって政府調達案件が多くなるという影響があるものと見込まれます。以上で今回の資料の説明を終わります。

○碓井委員長

どうもありがとうございました。それでは、皆様からご質問やご意見があると思いますが、その前に特に言及はないのですが、私どもは報告事項として伺わせていただければよいという趣旨ですよね。私たちが、要綱に手を加えるとかそういう趣旨ではない、そういう理解でよろしいでしょうか。それでは、皆様からご質問、ご意見ありますでしょうか。

○吉野委員

一つお願いしたいのですが、県立病院機構ですけれども、これまで苦情がありましたでしょうか。ありましたら、どこでどういう処理をされたか参考までお聞かせください。

○事務局

機構からこれまで苦情はあったという話は聞いておりません。ただ、こちらから問い合わせたわけではないので、今の段階では確定的には分からない状況です。申し訳ございません。

○碓井委員長

県立病院機構というのは、今までも一般、県のように公告してやるという契約方針は採っていたんですか。

○事務局

そうです。

○碓井委員長

県だと、きちんと公告を出すのでしょうか。

○事務局

今まで病院機構については、ホームページ等で公告をしていたようです。

○碓井委員長

県と同じ苦情申立手続要領のような仕組みは持っているのですか。

○事務局

その点について、今回確認しておりません。申し訳ありません。

○碓井委員長

吉野先生の質問の趣旨はそっちで、今までは政府調達協定の対象になってなかった。

○事務局

その点は確認して、後日ご連絡させていただきます。

○碓井委員長

他にいかがでしょう。私はなかなか頭を整理しきれてないのですが、県の場合には特例政令というものが制定されていて、その中にどう書いてあったか分かりませんが、連動するかたちでこの政府調達苦情検討委員会のことも書いてあります。ですから、知事から私たちが委嘱を受けていて、知事の方針として政府調達苦情検討委員会という、例えば報告書なら報告書というのを尊重してやりましょうという理解で私たちは動いているわけですよね。ところが、今度の病院機構や県立大学の場合には、特例政令に相当するようなものはないのではないか、つまりそういうものの契約方式を定めるもの、国の法令というものはいいのではないですか、あるのですか。

○事務局

ないです。

○碓井委員長

ないですよ。

○事務局

地方独立行政法人の調達については、それぞれ独自に事務規定を設けていますので、今回の政府調達に関する新たな規定が必要になるということで、その新たな規定の整備をそれぞれ地方独立行政法人ですることになります。

○碓井委員長

規定の基礎がないと仮定すれば、私たちが報告書を出したとしても、それには全く拘束されないという理解の仕方もあり得るわけですよ。でも、いただいたご案内によると、それぞれの地方独立行政法人、それから公立大学法人の理事長が県庁に訪れて話がついたということは、向こうが私たちの報告書等には主体がないというのは変ですが、それを利用していただくかつそれを尊重しますという趣旨が含まれているというふうに私は理解したのですが、そういう理解でよろしいですか。

○事務局

その点につきまして、現在、地方独立行政法人と委員会の利用に関して協定を締結しようということで進んでおります。今、協定案をお持ちしたので、配付してよろしいでしょうか。

○碓井委員長

はい、それで理解をしたいと思いますね。
いただきましたが、今のところは第3条ですか。

○事務局

そうです。

○碓井委員長

気づいたこととかありましたらどうぞ。

○事務局

はい、概要をご説明させていただきます。第1条で「両者は誠実に本協定を履行しなければならない」と規定しております。

第2条ですが、各地方独立行政法人の事務規定を入れまして、この中で政府調達に関する協定及び日欧協定の基本理念に則ったかたちで調達手続を進めていただきたいということを規定しております。第2条の第2項では、前項の手続を進めるに際して疑義が生じた場合には県に助言を求めることができるということを規定しております。第2条の趣旨は、調達手続を政府調達の協定に則ってやっていただくことで、できるだけ苦情のないように進めていただきたいということです。

第3条ですが、こちら先ほど、碓井委員長がおっしゃったところと関連してきますが、地方独立行政法人の苦情を処理するため本委員会を開催された場合には、しっかりと私たちが設けた処理手続に則ってやっていただくように記載しております。

第4条は経費負担の規定でしたり、第5条では、事前に政府調達の案件がある場合には半期に一度県に報告をしていただくものです。私たちも、地方独立行政法人から何の政府調達案件の事前報告もなく、いきなり苦情が出てしまうとびっくりしてしまうという側面もあるので、事前報告について記載しているところです。

第6条は、この協定にない点は協議して決めていくというものです。

○碓井委員長

どうもありがとうございました。それではどうぞ皆様何か他にご質問がありましたら、病院が何個あるかというのは分かっているのですか。

○事務局

病院機構の持っている病院は今5つです。

○碓井委員長

そんなにありますか。

○事務局

もう1点、特例政令も今回の日欧協定発効に伴い、一部改正になりましたので、総務省

のホームページから概要と新旧対照表を用意しましたので、こちらも配らせていただきます。

○碓井委員長

よろしくお願いたします。いろいろ県と違うのですね。最低制限価格は付けてもいいと書いてある。そういうことなのですかね。○の下から2番目

○事務局

今回、県に関わるものとするれば、2の改正の概要の○の上から2つ目になると思います。特定役務の適用範囲の整備となる所、若干であります。特定役務の範囲が1つ2つ、その他のサービスとして追加するものがあると。飲料提供サービスが特定役務の中に増えたというところですが、あまり県に大きな影響はないと思われま。

○碓井委員長

そうしますと、ひょっとすると長野市は中核市のように、松本はまだなっていない。

○事務局

まだなっておりません。

○碓井委員長

まだ。長野市が中核市ですが、松本市も加わるということですよ。そこのところ見ていくと、最低制限価格の制限は中核市に適用しない、県の場合は、最低制限価格は政府調達案件には付けられないということになっているわけですね。

○事務局

そうですね、今の段階では。

○碓井委員長

そうすると、横並びでいくと私たちが気にしなければいけないのは、病院機構や県立大学のそういうルールがどうなっているかってことを一応後で調べて、私たちが出くわしたとき慌てるといけないので。県とは横並びじゃなくて違うかもしれないので、頭の中整理しておく必要があると思うのです。どうもありがとうございました。他に何か。

○吉野委員

ちょっとよろしいですか。時間がありませんというので。

○碓井委員長

大丈夫ですよ。

○吉野委員

防災ヘリのことで先ほどおっしゃった、私あまり知らないものですから、どういう契約内容でおやりになっているかご存知ですか。いつおやりになったのですか。

○碓井委員長

よそで問題になったのは、その仕様が、外国が参入できないってなっているような。

○事務局

外国というか、特定のメーカーのものしか参入できないような仕様に対する苦情ということでした。長野県の場合は、消防課で今回事故を受けまして、機種選定の委員会において、専門家を交えてきちんとした形で仕様策定をしまして、一般競争入札をいたしました。その結果、そういう苦情は出てまいりませんでした。

○碓井委員長

それで面白いのですが、政府調達協定の場合、その対象になるものについては日本企業だって同様に苦情を申立てられると。今言った例えば他から、要するに外国企業だけが申立てられるという趣旨ではなくて、平等に。非常に面白い。

○事務局

今回、病院機構が対象となるということで一番想定しやすいのが病院の検査器具です。検査器具は、外国メーカーもたくさんございますので、そのような調達においては、多少仕様策定については注意が必要かと思っております。

○吉野委員

防災ヘリのことは、いつだったのですか。

○事務局

入札公告はですね。

○吉野委員

だいたいいつごろ。

○事務局

昨年9月25日に公告。

○吉野委員

昨年。

○事務局

はい、平成30年9月25日に公告を行いました。実際に開札、落札者を決定したのは11

月 7 日です。その後、議会の議決を経て 12 月 14 日に契約締結となっております。

○吉野委員

ありがとうございました。

○碓井委員長

国の独法については、私の記憶では東大が取り上げられたことがありましたよね、新聞に。改善しろということ。

○事務局

一応、国の独法にも病院機構というのはあるのですが、国の政府調達案件では、病院機構の苦情というのではなく、大学は 5 件ほどありました。中身としては清掃のサービスでしたりとか、装置の関係、ソフトウェアの関係など、5 件ほど出ているようです。

○碓井委員長

他に何かどうぞ。

○柳澤委員

1 つだけ教えてください。日欧協定が締結されたということは、日本企業とそれから欧州企業だけということではなんですか。それ以外の外国企業も入札にかかってくるのですか。

○事務局

今回の日欧協定によって適用範囲が広がったのですけれども、日本としては、これを欧州企業に限らず、全ての国に適用することとなっております。

○柳澤委員

日欧協定をきっかけにしてということですか。

○碓井委員長

そうですね。面白いですよ。さっき事前に確認して国際法の観点で見ると面白いですね。あるところをこじ開けたら全部に広がってってしまうという。

他にいかがでしょうか。今日はこれでご報告をいただいたということにさせていただきますと思います。他に何か、委員の皆様よろしゅうございますか。

それではこれで、円滑な議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

3 その他

○井上企画幹

碓井委員長ありがとうございました。では、次第「3 その他」でございます。事務局から、今後の本委員会についてでございますが、基本的には苦情の申立てがあった場合に開

催することとなります。そのため、しばらく開催がない場合もあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

委員の皆様から何かございますか。

4 閉会

○井上企画幹

それでは、以上をもちまして、平成 30 年度第 1 回政府調達苦情検討委員会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

(終)